

8. 下水道の維持管理

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、下水道法第20条第1項の規定に基づき、公共下水道管理者が定める条例によって徴収され、その使用料体系の設定の基本理念は、同法第20条第2項に次のように規定されている。

- 1 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。
- 3 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 4 特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

下水道使用料の状況（平成23年4月現在）

地方公共団体名	使用料体系							徴収開始年月日		
	: 基本使用量 上段: 使用量/m ³ : 従量使用量 下段: 円/m ³									
名古屋市	10 560	20 108	30 160	50 179	100 205	300 240	254	S16.10.1		
豊橋市	10 770	20 100	50 160	100 230			260	S27.4.1		
岡崎市	700	10 10	25 105	50 165			210	S28.4.1		
一宮市 (一般区域公共下水道)	10 596	25 101	50 111			115		S34.4.1		
一宮市 (特定区域公共下水道) 用途: 事業用			33 3,000				90	S46.10.1		
一宮市 (特定区域公共下水道) 用途: 家専用	10 596	25 101	50 111			115		S46.10.1		
瀬戸市	10 750	20 85	50 95	100 105			110	S45.4.1		
半田市	450	10 50	20 90	30 115	50 130	100 165	230	H3.4.1		
春日井市	10 850	20 90	30 100	40 105	50 115		120	S43.4.1		
豊川市	10 860	20 95	30 129	50 148	100 163	500 180	217	S55.3.22		
津島市 (単独公共)	10 1,029		30 115	50 124	100 139	500 153	167	S39.10.1		
津島市 (流域関連)	10 1,239		30 134	50 148	100 162	500 177	191	H22.3.31		
碧南市	450	10 30	20 85	30 130	50 150	100 170	500 190	235	H8.4.1	
刈谷市	10 700	20 70	40 80	100 90	500 110		145	H1.4.1		
豊田市	700	10 10	20 100	40 130	60 160	300 180	230	S63.4.1		
安城市	450	10 35	20 70	30 95	50 125	500 150	180	H4.3.26		
西尾市	450	10 25	20 75	40 105	90 140	500 160	190	H4.4.1		
蒲郡市	700	10 23	30 116	100 165		1,000 198	226	S52.4.1		
犬山市	5 550	10 44	20 84	30 104	100 129	500 154	199	H1.7.1		
常滑市	300	10 50	20 75	30 110	40 130	50 140	100 165	500 200	230	H13.4.1
江南市	5 425	10 85	20 95	30 120	50 145	100 160	500 190	215	H14.8.1	

注1) 基本料金は1ヶ月当たりの金額である。

注2) 基本料金、従量料金単価共、消費税相当額を含まない。

地方公共 団体名	使用料体系						徴収開始 年月日		
	基本使用量 従量使用量		上段: 使用量/m ³ 下段: 円/m ³						
小牧市	10 718	20 72	40 87	100 106	500 131	160	S61.10.9		
稲沢市	10 1,100	20 110	30 130	50 160	100 180	500 210	250	H12.4.1	
新城市	450 10 55	20 110	30 130	50 150	100 170	500 190	220	H1.4.1	
東海市	10 800	20 95	30 130	50 165			210	H2.10.1	
大府市	10 700		30 80	50 95	100 110	500 125	150	H1.4.1	
知多市							91	S48.4.1	
知立市	10 700	20 75	30 85	50 100		500 125	150	H6.4.1	
尾張旭市	600 10 70	20 90		50 120			150	S60.3.29	
高浜市	450 10 30	20 85	30 130	50 150	100 170	500 190	235	H10.4.1	
岩倉市	5 428	10 60	20 77	40 96	100 116	500 145	184	H6.3.15	
豊明市	10 870		30 97	50 119	100 135	500 151	190	H3.4.1	
日進市	10 600	20 80		50 120	100 140		160	H1.4.1	
田原市	10 700	20 90	30 100	50 120	100 140		170	H3.4.1	
愛西市	10 1,500			50 150	100 180	500 210	240	H22.4.1	
北名古屋市	600 10 40		30 100	50 150	100 200		230	H20.3.31	
弥富市	10 1,500			50 150	100 180	500 210	240	H22.4.1	
みよし市	10 900		30 90	50 100	100 120	300 140	170	S62.9.24	
あま市	900 10 30.0		30 120.0	50 150.0	100 180.0	500 210.0	240.0	H22.3.31	
東郷町	10 800		30 80	50 90	100 110	500 130	160	H9.4.1	
長久手町	10 1,000		30 100	50 110		200 130	500 160	190	H8.10.1
豊山町	600 10 40		30 100	50 150	100 200		230	H20.4.1	
大口町	10 714	20 105	30 119	50 129	100 133	500 152	190	H5.12.24	
扶桑町	10 714	20 105	30 119	50 129	100 133	500 152	190	H19.4.1	
大治町	10 1,100	20 110	30 120	50 150	100 180	300 210	240	H22.4.1	
蟹江町	10 1,100	20 150	40 180			500 210	240	H22.4.1	
阿久比町	10 800	20 90	40 105		100 130	500 165	210	H6.4.1	
東浦町	10 750	20 85	30 95	50 105		500 120	150	H1.4.1	
武豊町	10 800	20 90	40 105		100 130	500 165	210	H3.4.1	
幸田町	10 750		30 80	50 85	100 100	500 120	1,000 140	150	H2.5.1
東栄町	10 1,600						170	H12.4.1	

注1) 基本料金は1ヶ月当たりの金額である。

注2) 基本料金、従量料金単価共、消費税相当額を含まない。

(2) 水洗化に関する貸付制度

下水道法第 11 条の 3 第 1 項において、公共下水道の処理開始がなされた区域にくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者に対し、処理開始の日から 3 年以内に水洗便所に改善させる義務を課している。

このような義務を課す一方、水洗化の普及を図るため市町村では、水洗便所への改造および浄化槽からの切り替えに対し貸付金等の助成を行っている。

水洗便所の助成状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

上段：くみ取り便所から水洗便所への改造

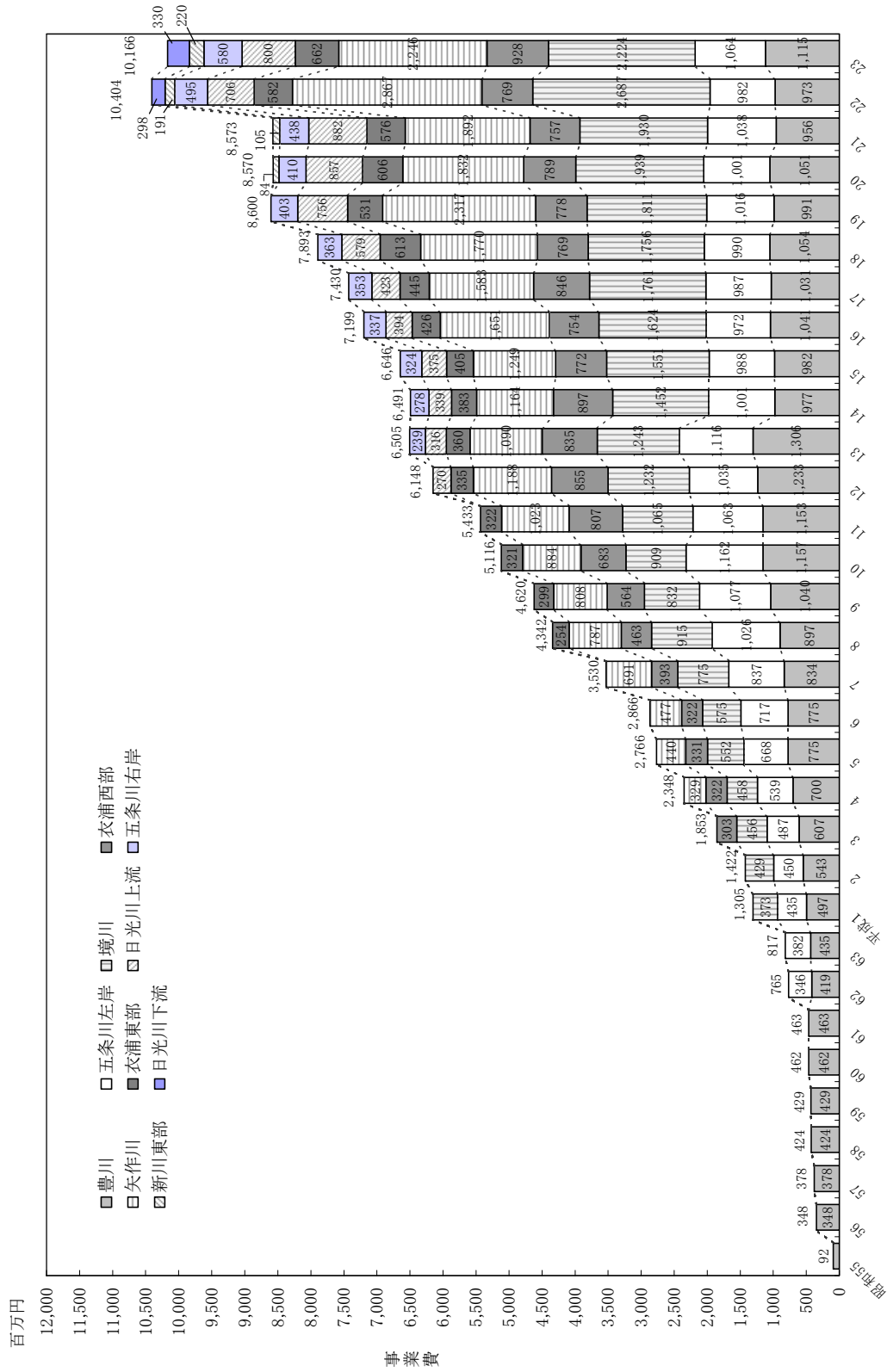
下段：浄化槽からの切り替え

市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり貸付金額(千円)	返済月数(月)	一般家庭1戸当たり金額(千円)	生活扶助世帯1戸当たり金額(千円)	
名古屋市	510	36	10	255	
	390	36	10	—	
豊橋市	600	50		600	トイレ1組あたり
	600	50		600	
岡崎市	800	40			1ヶ所増すごとに40万円加算
	800	40			
一宮市	600	60			1家屋2箇所まで
	400	60			
瀬戸市	700	40			1カ所増すごとに10万円加算、上限100万円
	400	40			1カ所増すごとに5万円加算、上限100万円
半田市	540	36			
	540	36			
春日井市	600	48			大便器1基あたり
	400	48			*貸付は春日井市による直接貸付
豊川市	500	40			トイレ1組増すごとに10万円加算
	500	40			
津島市	700	40	50		くみ取り：供用開始3年以内に接続 浄化槽：供用開始2年以内に接続 供用開始時点で浄化槽経過年数が5年以内 140千円 5年を超え7年以内 80千円 7年を超えるもの 20千円
	700	40	20, 80, 140		
碧南市	800	60		全額	2ヶ所以上上限100万円
	800	60		全額	
刈谷市	500	50	20	全額	1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	50	20	全額	
豊田市	400	40	4	—	便器1組増すごとに10万円加算
	400	40	6	—	

市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり 貸付金額 (千円)	返済月数 (月)	一般家庭 1戸当たり金額 (千円)	生活扶助世帯 1戸当たり金額 (千円)	
安城市	500	50		全額	1ヶ所増すごとに20万円加算
	500	50		全額	
西尾市	500	50			1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	50			
蒲郡市	500	50			トイレ1組増ごと10万円加算 上限120万円
	500	50			
犬山市	600	40			1ヶ所増すごとに20万円加算
	400	40			
常滑市	600	36			
	600	36			
江南市	720	60	10		貸付制度は1ヶ所増すごとに10万円加算
	720	60	10		
小牧市	540	36			1ヶ所あたり
	360	36			
稲沢市	1,000	36			借入利子年間4万3千円を上限に利子補給
	1,000	36			
新城市	600	60		全額	トイレ1組増すごとに10万円加算
	600	60		全額	
東海市	500	36	10	全額	1ヶ所あたり
	500	36	10	全額	
大府市	500	36			トイレ1組増すごとに50万円加算
	500	36			
知多市	400	40		400	1ヶ所増すごとに10万円加算 上限100万円
	400	40		400	
知立市	500	60		全額	1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	60		全額	
尾張旭市	800	40		240	1ヶ所増すごとに6万円加算 上限80万円
	500	40		240	
高浜市	600	60		全額	トイレ1箇所増す毎に20万円加算、上限100万円
	600	60		全額	
岩倉市	600	60			1ヶ所増すごとに30万円加算
	300	60			1ヶ所増すごとに15万円加算
豊明市	500	36		全額	1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	36		全額	
日進市	600	36			
	600	36			

市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり 貸付金額 (千円)	返済月数 (月)	一般家庭 1戸当たり金額 (千円)	生活扶助世帯 1戸当たり金額 (千円)	
田原市	1,000	60		全額	
	1,000	60			
愛西市	1,000	最長 60			
	1,000	最長 60			
北名古屋市	600	60			便槽1個増すごとに30万円加算
	300	60			浄化槽1基増すごとに15万円加算
みよし市	1,000	54			トイレ1組増すごとに30万円加算
	1,000	54			
あま市	600	60			・融資あっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とし、限度額は、1件につき60万円 ・60月以内の元金均等の方法による償還
	600	60			
東郷町	500	36		全額	
	500	36		全額	
長久手町	500	36			
	500	36			
豊山町	1,000	60			
	1,000	60			
大口町	500	50			1ヶ所増すごとに10万円加算
	300	50			
扶桑町	600	60			トイレ又は浄化槽1箇所増すごとに上限20万円加算
	400	60			くみ取り便所改造又は浄化槽廃止1箇所増すごとに上限20万円加算
大治町	600	60			
	600	60			
蟹江町	—	—	100	全額	供用開始から1年以内
			75		2年以内
			50		3年以内
	—	—	60	全額	供用開始から1年以内
			45		2年以内
			30		3年以内
阿久比町	600	36			
	500	36			
東浦町	500	36			くみ取り便所1ヶ所増ごと20万円加算
	500	36			
武豊町	700	36			大便器1個につき20万円加算
	500	36			大便器1個につき5万円加算
幸田町	800	60			
	800	60			

注) 貸付制度は、単独(直接)貸付もしくは金融機関が貸付を行い、市町が利子補給を行うものである。



注) 昭和55年度～平成22年度は決算額 平成23年度は当初予算額

9. 下水道事業の各種事業制度（愛知県内の支援事業実施状況）

（平成23年4月1日現在）

（1）新世代下水道支援事業

支援事業名	支援事業の内容	事業主体	実施箇所	採択年度	完了(予定)年度	
水環境創造事業	水循環再生型	下水道処理水又は雨水の再利用を行い、親水空間を創出する	岡崎市	早川1号雨水幹線	H元	H3
			碧南市	堀川	H8	H11
			東栄町	東栄浄化センター	H9	H16
			岡崎市	美合中継ポンプ場	H12	H13
		不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留施設の新設により雨水の流出制を図るものに対して助成する	豊橋市	雨水全体計画区域内	H9	H30
			豊川市	雨水全体計画区域内	H9	H26
			豊田市	雨水全体計画区域内	H9	H27
			小坂井町	雨水全体計画区域内	H9	H21
			蒲郡市	雨水全体計画区域内	H10	H17
			大府市	雨水全体計画区域内	H14	H32
			江南市	雨水全体計画区域内	H14	H27
			高浜市	雨水全体計画区域内	H15	H27
			長久手町	下水道供用開始区域	H15	H27
			岡崎市	雨水全体計画区域内	H16	H27
			日進市	下水・雨水全体計画区域内	H16	H25
			安城市	公共下水道全体計画区域内	H19	H23
			西尾市	雨水全体計画区域内	H17	H27
			北名古屋	事業計画区域内	H22	H27
			小牧市	雨水全体計画区域内	H22	H27
			津島市	雨水全体計画区域内	H22	H27
	東浦町	雨水全体計画区域内	H22	H32		
	下水処理水を再生水として利用するための事業	蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター	S63	H15	
	湯水時に下水処理水を緊急的に使用するための施設を整備する	豊橋市	中島処理場	H8	H8	
		愛知県	衣浦西部浄化センター	H8	H8	
		愛知県	豊川浄化センター	H8	H8	
		愛知県	五条川左岸浄化センター	H8	H8	
雨水浸透施設を設置し、雨水の流出抑制や地下水涵養を図る	豊川市	豊川東部、桜町・蔵子、御油西部地区	H15	H23		
	小坂井町	小坂井中野地内	H17	H17		
浸透式調整池を設置することにより浸水被害の軽減を図り、併せて雨水流出抑制・地下水の涵養を図る。	小坂井町	小坂井中野地内	H17	H17		
ノンポイント汚濁負荷削減型	汚濁の著しい湖沼等の公共用水域の水質浄化・流入汚濁負荷の削減を図る	西尾市	宮浦下水路	S61	S63	
雨に強い都市づくり支援事業 (下水道浸水被害軽減総合事業へ移行)	雨水浸透施設を設置し、雨水の流出抑制を図るものに対し助成する。また、浸水被害の軽減に資することを目的とした住民への情報提供施設の機能強化を図る。	岡崎市	市内全域	H21	H25	
アクアトピア (旧モデル事業)	住民と清らかな水との結びつきを深める	碧南市	堀川	H2	H18	
アクアパーク (旧モデル事業)	下水道事業を公園事業と有機的・一体的に整備する	岡崎市	八帖処理場 岡崎公園	H2	H3	
		長久手町	長久手浄化センター 桜ヶ根公園	H3	H16	
アピール下水道 (旧モデル事業)	市民の暮らしと下水道との結びつきを強め、短期間に下水道事業の効果を実感させる事業	東海市	東海市浄化センター	H2	H4	

支援事業名	支援事業の内容	事業主体	実施箇所	採択年度	完了(予定)年度	
リサイクル推進事業	再生資源活用型	下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業	東海市	東海市浄化センター	S63	H3
			豊橋市	牟呂ポンプ場	S63	S63
			愛知県	境川浄化センター	S63	S63
			東海市	東海市浄化センター	H元	H2
			瀬戸市	西部浄化センター	H元	H元
			豊橋市	八町中継ポンプ場	H元	H元
			豊橋市	野田処理場	H2	H2
			愛知県	矢作川浄化センター	H3	H3
			愛知県	衣浦東部浄化センター	H4	H6
			愛知県	豊川浄化センター	H5	H5
			刈谷市	前川都市下水路	H6	H6
			長久手町	長久手浄化センター	H6	H7
			春日井市	南部浄化センター	H7	H7
			半田市	瑞穂排水ポンプ場	H7	H7
			豊田市	鞍ヶ池浄化センター	H7	H7
			愛知県	衣浦東部浄化センター	H7	H7
			瀬戸市	水野浄化センター	H8	H10
			東海市	東海市浄化センター	H8	H9
			愛知県	日光川上流浄化センター	H8	H11
			半田市	旭排水ポンプ場	H9	H9
			尾張旭市	西部浄化センター	H9	H11
			常滑市	常滑浄化センター	H9	H12
			愛知県	豊川流域下水道接続点	H9	H9
			愛知県	五条川左岸浄化センター	H9	H12
			愛知県	日光川上流浄化センター	H9	H12
			愛知県	五条川右岸浄化センター	H9	H12
			岡崎市	美合中継ポンプ場	H11	H12
			小牧市	自才ポンプ場	H11	H12
			一宮市	東部浄化センター	H12	H12
			一宮市	常願通ポンプ場	H12	H12
			春日井市	高蔵寺浄化センター	H12	H13
			愛知県	境川流域下水道接続点 衣浦西部流域下水道接続点・ゲート室	H12	H12
			愛知県	幸田、幡豆、亀崎中継ポンプ場 境川流域下水道接続点・ゲート室 衣浦西部流域下水道接続点	H13	H15
			愛知県	衣浦東部浄化センター・ポンプ棟	H14	H14
			常滑市	空港島汚水中継ポンプ場	H14	H15
			常滑市	常滑浄化センター	H15	H16
			愛知県	日光川上流浄化センター	H15	H16
			愛知県	見合ポンプ場	H15	H16
			岡崎市	砂川雨水ポンプ場	H16	H16
			長久手町	長久手浄化センター	H16	H16
			愛知県	五条川右岸浄化センター	H17	H18
			愛知県	矢作川浄化センター	H18	H18
			愛知県	弥富ポンプ場、津島ポンプ場	H20	H20
			愛知県	五条川右岸浄化センター	H20	H20
			愛知県	五条川左岸浄化センター	H21	H23
			東海市	東海市浄化センター	H21	H22
春日井市	南部浄化センター	H21	H23			
未利用エネルギー活用型	下水及び下水道処理水の持つ熱の有効利用を図る	愛知県	五条川左岸浄化センター	H11	H11	

(2) 下水道総合地震対策事業

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
愛知県	下水道総合地震対策事業 あいち地震対策アクションプラン	管渠施設	矢作川 流域幹線管渠の耐震補強	H14	H26
		処理施設	矢作川浄化センター 脱水機棟、管廊、中継ポンプの耐震補強 境川浄化センター 汚泥棟、管廊、沈砂池棟、塩素混和池等の耐震補強 衣浦西部浄化センター 汚泥棟、沈砂池、ポンプ棟等の耐震補強 衣浦東部浄化センター ポンプ棟、塩素混和池、用水棟、管廊等の耐震補強 豊川浄化センター 管理棟、管廊、水処理施設、沈砂池等の耐震補強 五条川左岸浄化センター 管理棟、ポンプ棟、水処理施設等の耐震補強 日光川上流浄化センター 管廊、ポンプ棟の耐震補強 五条川右岸浄化センター ポンプ棟、水処理施設の耐震補強	H14	H26
半田市	半田市下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、高校、計19ヶ所	H19	H22
高浜市	高浜市下水道地震対策緊急整備計画	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、計5ヶ所	H20	H22
知立市	知立市下水道地震対策緊急整備計画	管渠施設	管渠の耐震診断、更生、可とう管性継手の設置 管渠延長計6,637m マンホールポンプの浮上防止対策 6ヶ所	H21	H25
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、高校など、計10ヶ所		
日進市	日進市下水道地震対策緊急整備計画	管渠施設	管渠の耐震診断、更生、可とう管化 管渠延長計2,770m マンホールの浮上防止対策 52基	H21	H25
		処理施設	北部浄化センター 沈砂池・管理棟の耐震補強		
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、計3ヶ所		
岡崎市	岡崎市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生、可とう性継手の設置 管渠延長計60,649m マンホールの浮上防止対策 694基	H21	H25
		ポンプ施設	吹矢、大西汚水中継ポンプ場の耐震化 大門、早川、赤洗雨水ポンプ場の耐震化		
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、公園、計38ヶ所		
春日井市	春日井市下水道総合地震対策計画	処理施設	南部浄化センター 汚水ポンプ施設・管理本館 耐震診断、耐震補強 勝西浄化センター 管理本館 耐震診断	H21	H25
		ポンプ施設	高蔵寺第3中継ポンプ場 沈砂池・ポンプ室 耐震補強		
		その他	マンホールトイレの設置 小学校12ヶ所		
みよし市	三好町下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生、開削施設替え 管渠延長計246m マンホールの耐震補強 16ヶ所	H21	H23
豊川市	宝飯郡小坂井町下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	平井ポンプ場 ポンプ棟の耐震補強	H21	H23
豊田市	豊田市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生 管渠延長計1,800m	H21	H25
		処理施設	鞍ヶ池浄化センター 処理棟の耐震補強		
		ポンプ施設	梅坪ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強 中部ポンプ場 沈砂池の耐震補強		
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、計11ヶ所		
東海市	東海市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の耐震診断、耐震化工事 管渠延長計7,210m	H21	H25
		処理施設	東海市浄化センター 東海市浄化センター、 管理本館の耐震補強		
		ポンプ施設	元浜第1ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強 天室ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強		
常滑市	常滑市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	常滑北部ポンプ場 ポンプ場、ポンプ井の耐震補強	H21	H23
あま市	甚目寺町下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	梶村ポンプ場 ポンプ場、ポンプ井、沈砂池の 耐震補強	H21	H25
碧南市	碧南市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	一ツ橋ポンプ場 ポンプ井、冷却水槽、沈砂池、 放流渠の耐震化 大浜権現中継ポンプ場、ポンプ井、機械室の耐震化	H23	H27
蟹江町	蟹江町下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 蟹江小学校、蟹江中学校	H23	H25

注) 上記箇所は、下水道総合地震対策事業として事業を実施するための計画に位置づけられています

(3) 下水道長寿命化支援制度

事業主体	計 画 名	対象施設	実 施 箇 所 (内 容)	開始年度	完了(予定)年度
豊 田 市	豊田市下水道管渠長寿命化計画	管路施設	管渠の改築、更生 管渠延長計10,315m	H23	H27
半 田 市	半田市下水道長寿命化計画	ポンプ施設	北浜田排水ポンプ場 ディーゼル機関改築 瑞穂排水ポンプ場 ディーゼル機関改築	H23	H25
愛 知 県	愛知県下水道長寿命化計画 (矢作川・境川流域下水道境川処理区)	処理施設 水処理設備	1系・2系水処理施設	H23	H24

注) 上記箇所は、長寿命化支援制度として事業を実施するための計画に位置づけられています

10. 下水道のPR

一般の人々にとって下水道は汚いものというイメージがあり、また、下水道管が地中に埋設され住民に見えにくいため、下水道に対する認識も低く誤解も多い。そこで一般の人々の下水道に対する理解と協力を得るため、本県では種々のPR活動を行っている。

主なPR活動内容は、次のとおりである。

(1) 下水道の日

毎年9月10日の下水道の日に街頭PRを行っている。

(2) あいち下水道フェア

浄化センターでイベントを行い、処理場が身近な施設であることを認識していただくとともに、下水道全般について理解していただいている。

回数	日時	場所	参加人数
第1回	平成2年9月9日	五条川左岸浄化センター	約1,600人
第2回	平成3年9月8日	豊川浄化センター	約5,000人
第3回	平成4年9月6日	衣浦西部浄化センター	約4,300人
第4回	平成6年9月10日	矢作川浄化センター	約3,100人
第5回	平成7年9月9日	五条川左岸浄化センター	約3,000人
第6回	平成8年9月8日	衣浦東部浄化センター	約3,000人
第7回	平成9年9月7日	豊川浄化センター	約2,100人
第8回	平成10年9月12日	衣浦西部浄化センター	約2,500人
第9回	平成11年9月11日	矢作川浄化センター	約3,000人
第10回	平成12年9月9日	日光川上流浄化センター	約5,600人
第11回	平成13年9月8日	五条川右岸浄化センター	約3,000人
第12回	平成14年9月7日	豊川浄化センター	約1,600人
第13回	平成15年9月14日	碧南市文化会館及び 衣浦東部浄化センター	約2,200人
第14回	平成16年9月11日	日光川上流浄化センター及び 愛知県下水道科学館	約4,000人
第15回	平成17年9月10日	衣浦西部浄化センター	約3,100人
第16回	平成18年9月9日	五条川左岸浄化センター	約2,000人
第17回	平成19年9月16日	西尾市文化会館及び 矢作川浄化センター	約3,000人

回数	日時	場所	参加人数
第18回	平成20年9月6日	五条川右岸浄化センター	約2,500人
第19回	平成21年9月12日	豊川浄化センター	約1,800人
第20回	平成22年9月11日	日光川下流浄化センター	約1,300人
第21回	平成23年9月10日	境川浄化センター	約2,700人
第22回	平成24年度	衣浦東部浄化センター（予定）	

（3）愛知県下水道施策推進女性会議

広く女性と意見の交換を行い、女性に下水道に対する理解を深めていただくとともに、女性の意見を今後の下水道行政に反映させていくことを目的として、女性会議を開催した。

第1回	参加者約80人	平成2年11月20日
第2回	参加者約80人	平成3年11月13日
第3回	参加者約80人	平成4年11月20日

（4）親子の下水道教室

小学生と父兄を対象に、下水道の役割、仕組み、大切さを学んでもらい、理解を深めてもらうために開催した。

平成5年8月18日 参加者約80人

（5）親子下水道水環境アドベンチャー

小学生と父兄を対象に、下水道と海の果たす役割について目で見て学習し、水環境の大切さを理解してもらうために開催した。

平成11年8月24日 参加者約170人

（6）下水道出前講座

愛知県建設部では、道路、下水道や河川など生活に必要な社会資本の役割を理解してもらうため、平成19年度より社会科の特別授業や総合学習の一部として活用できるよう出前講座を実施している。

下水道出前講座では、小学生を対象とし私たちの生活排水が川や海に与える影響、下水処理場で水がキレイになる仕組み、水質実験などをおして、下水道の大切さを知ってもらうことを目的として実施している。

平成19年度	5校
平成20年度	11校
平成21年度	21校
平成22年度	35校
平成23年度	32校（予定）

<講座内容>

- | | | |
|---|----------|-------------------------------|
| 1 | ビデオ鑑賞 | ビデオによる下水道の概要と仕組みの説明 |
| 2 | 下水道の概要説明 | パワーポイントと配布資料を使った下水道の概要説明 |
| 3 | 活性汚泥の観察 | 顕微鏡を使った、下水をキレイにする活性汚泥（微生物）の観察 |

- | | |
|------------|-----------------------|
| 4 実験（水質分析） | パックテストを使った水の汚れの分析 |
| 5 クイズ | 簡単な選択式クイズによる出前講座のおさらい |
| 6 質問時間 | 小学生との質疑応答 |

（7）県政お届け講座

愛知県では平成20年度より、県職員が、地域・コミュニティで行われる集会や会合などの場で、県民の皆様にさまざまな県政情報をわかりやすく説明する県政お届け講座を実施している。

愛知県建設部下水道課では、循環型社会を支える下水道というテーマで、下水道の役割、今後の取り組み等の説明を実施している。

平成20年度 2団体

（8）愛知県下水道科学館

下水道事業の普及啓発を目的に平成12年4月15日に開館した。「人と自然との共生～水循環の保全・再生・創造の下水道」を基本理念として、下水道の役割や機能を説明するだけでなく、下水道が生態系や自然の循環システムを良好に保つために役立っていることや、良好な水環境を保全することの大切さなどについても学習できるようになっている。

ア 入場者数の推移

平成12年度	46, 147人
平成13年度	43, 972人
平成14年度	54, 450人
平成15年度	59, 521人
平成16年度	68, 450人
平成17年度	53, 428人
平成18年度	72, 970人
平成19年度	73, 430人
平成20年度	76, 060人
平成21年度	73, 080人
平成22年度	71, 330人

イ 施設の概要

構 造	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階 延べ床面積2, 900㎡
展示面積	1階 1, 016㎡ 2階 540㎡
主な施設	3Dシアター、バーチャルミクロススタジオ
所在地	愛知県稲沢市平和町須ヶ谷長田295-3
電 話	0567-47-1551
利用時間	9:30～17:00
休館日	月曜日（月曜日が祝日の時は開館し、翌日休館） 年末年始（12月29日～1月3日）
入館料	無料
駐車場	無料（バス5台、乗用車75台、車椅子用6台）

(9) 循環のみち下水道賞

循環のみち下水道賞（旧いきいき下水道賞）とは、国土交通省が人々に「見える下水道」として特に優れた事例を表彰し、広く紹介することにより、下水道事業者の創意工夫努力の参考に供するとともに、下水道についての国民の理解と関心を深めることを目的として、平成4年度より実施しています。

平成20年度より、21世紀社会の下水道の基本コンセプトである「循環のみち」の実現に向け、循環のみち下水道賞として名称が改められ、部門についても、水のみち部門、資源のみち部門、サステイナブル活動部門、特別部門の4つに再構成されました。毎年各部門から2～3団体が受賞されています。愛知県の受賞実績は以下のとおりです。

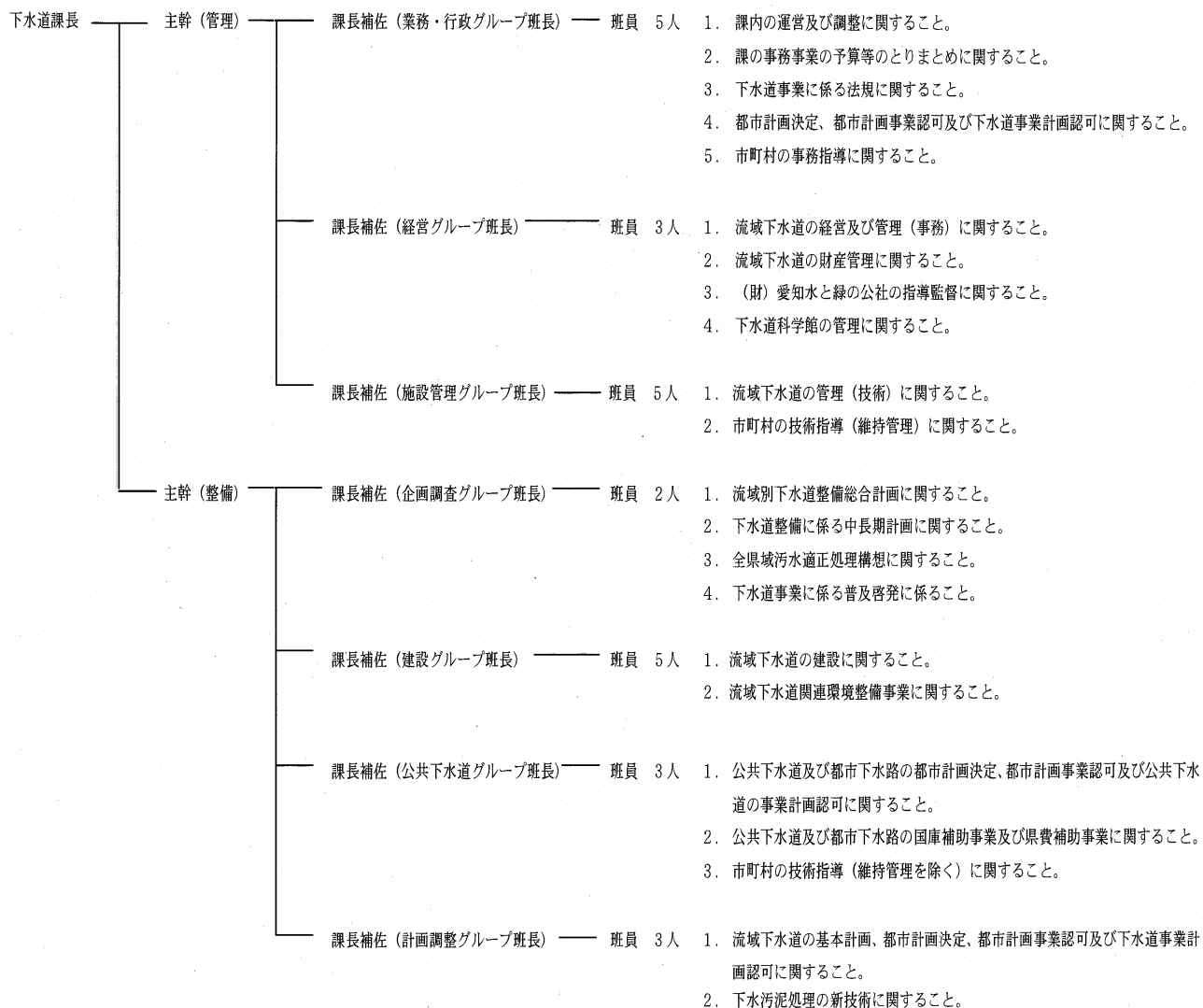
回・年度	部門	受賞団体	件名
第1回 平成4年度	下水道普及啓発活動	名古屋市	下水道科学館
第2回 平成5年度	下水道資源利用	東海市	共生の郷・ロマンとランの浄化センター
第3回 平成6年度	地域環境創設	岡崎市	下水道散策路「はやかわ」の創設
	下水道普及啓発	名古屋市	親と子の洋上下水道教室
第5回 平成8年度	下水道資源有効利用	愛知県	三州瓦でイメージアップ 快適下水道！
第7回 平成10年度	下水道普及啓発活動	豊田市	豊田市下水道PR「CI作戦」
第8回 平成11年度	下水道有効利用	名古屋市	ランの館における 下水道資源の利用
第11回 平成14年度	下水道普及啓発活動	豊橋市	テキスト「ピカピカの水」で 下水道をPR！小学校訪問授業
第14回 平成17年度	下水道普及啓発活動	愛知県、愛知県下水道科学館ビオトープの会「ビオピース」	蘇れ「エッピーランド」 ～下水処理水を利用した住民参加によるビオトープ育成～
第15回 平成18年度	下水道普及啓発活動	名古屋市	「堀川1000人調査隊2005」との協働による堀川浄化の取り組み

いずれもいきいき下水道賞としての受賞です。

1 1. 下水道事業の執行体制

(1) 下水道課

H23.4 現在 職員総数 36 名



(2) 愛知県下水道推進協議会

下水道整備を推進し、下水道の普及発展を図るため、平成4年1月16日に愛知県下水道推進協議会が設立された。組織は次のとおりである。

会 長	矢作川境川流域下水道推進協議会会長	岡崎市長
副会長	日本下水道協会愛知県支部支部長	一宮市長
監 事	豊川流域下水道推進協議会会長	豊川市長
〃	五条川右岸流域下水道推進協議会会長	岩倉市長
会 員	矢作川境川流域下水道推進協議会	
〃	豊川流域下水道推進協議会	
〃	日光川上流流域下水道推進協議会	
〃	五条川左岸処理区協議会	
〃	五条川右岸流域下水道推進協議会	
〃	矢作川処理部会	
〃	境川処理部会	
〃	衣浦西部下水道推進協議会	
〃	衣浦東部処理区部会	
〃	新川流域下水道推進協議会	
〃	日光川下流流域下水道推進協議会	
〃	日本下水道協会愛知県支部	

(3) 財団法人愛知水と緑の公社

ア 概要

設立年月日	昭和55年7月25日
本社	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号 電話 052-971-3031 F A X 052-971-3053
設立目的	愛知県内における下水道事業の適正かつ効率的な管理運営等下水道に関する施策に協力するとともに、良好な水環境の実現や健全な水循環システムの構築、緑化の推進などに積極的に貢献し、環境の保全と公衆衛生の向上を図りもって県民の快適で住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。
法人格	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条に基づく特例財団法人
基本財産	220,434,000円 内 訳 愛 知 県 23,187,000円 10 流域関連市町 24,687,000円 そ の 他 172,560,000円

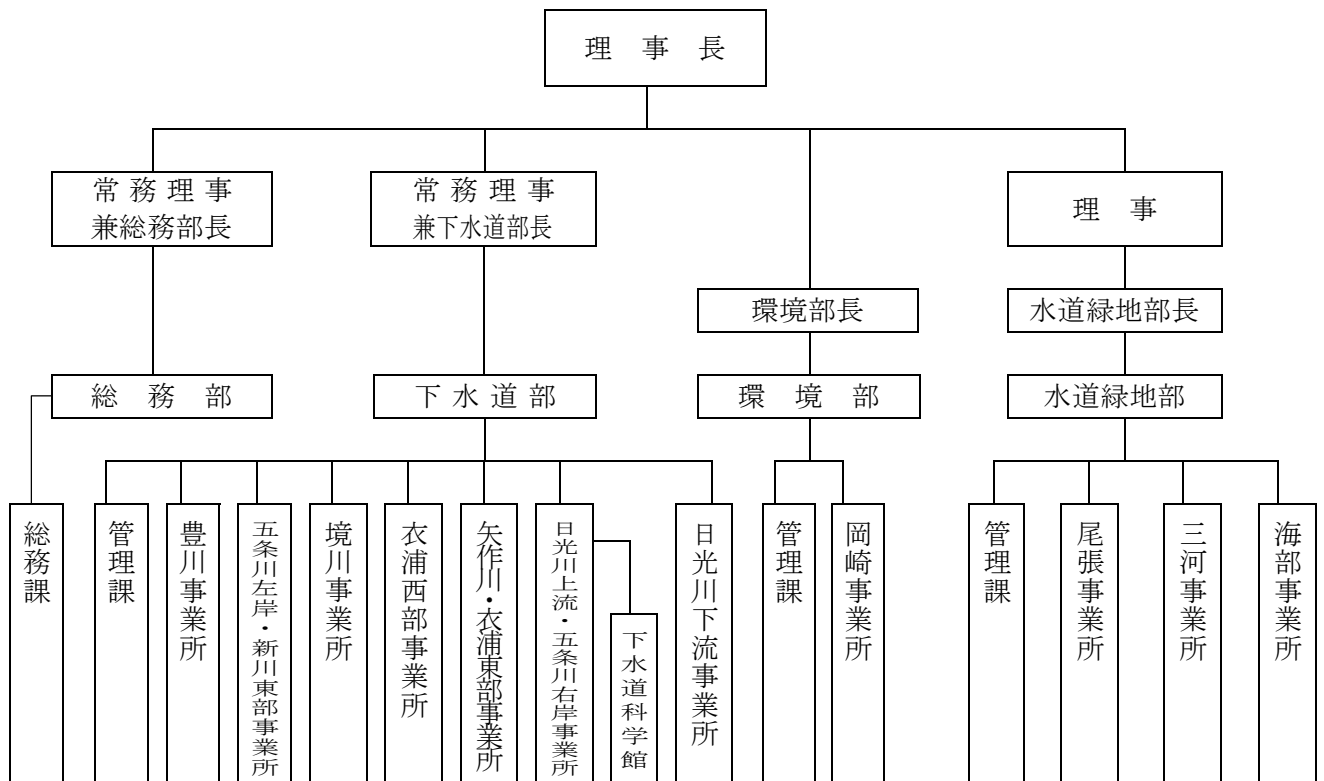
イ 事業

- 1 愛知県が設置する流域下水道の維持管理業務に関すること。
- 2 愛知県が設置する下水道科学館の運営管理に関すること。
- 3 下水道事業の調査、設計等の受託に関すること。
- 4 下水道の水質分析等の受託に関すること。
- 5 愛知県が設置する廃棄物処理施設の維持管理業務の受託に関すること。
- 6 愛知県が設置する環境測定所の保守管理業務の受託に関すること。
- 7 水道施設の維持管理業務の受託に関すること。
- 8 愛知県が設置する排水施設の運転業務の受託に関すること。
- 9 愛知県内の緑地及び緑地に付帯する施設の維持管理業務の受託に関すること。
- 10 下水道事業の技術的業務の協力、下水道技術者の養成、水道技術の援助及び緑地造成の指導に関すること。
- 11 下水道事業、水道事業、環境保全、臨海地帯緑化等に関する知識の普及・啓発に関すること。
- 12 下水道技術、水処理、廃棄物処理、緑地造成等の調査・研究に関すること。
- 13 その他公社の目的を達成するために必要な事業

ウ 沿革	昭和55年7月25日	財団法人 愛知県下水道公社設立 (基本財産 10,000,000円)
	昭和55年7月31日	設立登記
	昭和55年12月1日	豊川流域下水道供用開始
	昭和62年 4月1日	五条川左岸流域下水道供用開始
	昭和62年4月17日	基本財産5,000,000円増額し、15,000,000円に変更
	平成元年 4月1日	境川流域下水道供用開始
	平成元年4月19日	基本財産8,228,000円増額し、23,228,000円に変更
	平成3年 4月 1日	衣浦西部流域下水道供用開始
	平成3年 4月19日	基本財産3,000,000円増額し、26,228,000円に変更
	平成4年 4月 1日	矢作川流域下水道供用開始
	平成4年 4月17日	基本財産10,000,000円増額し、36,228,000円に変更
	平成8年 4月 1日	衣浦東部流域下水道供用開始
	平成8年 5月 2日	基本財産1,000,000円増額し、37,228,000円に変更

平成12年4月 1日	日光川上流流域下水道供用開始 財団法人 愛知水と緑の公社と名称変更
平成12年4月17日	基本財産5,000,000円増額し、42,228,000円に変更
平成12年7月17日	他の団体からの基本財産1,817,124,862円増額し、 1,859,352,862円（流域下水道関連42,228,000円）に変更
平成13年3月31日	年度内の基本財産13,325,200円増額し、1,872,678,062円 （流域下水道関連42,228,000円）に変更
平成13年4月 1日	五条川右岸流域下水道供用開始
平成13年4月16日	基本財産3,000,000円増額し、1,875,678,062円に変更 （流域下水道関連45,228,000円）
平成14年3月31日	年度内の基本財産102,445,075円増額し、1,978,123,137円 （流域下水道関連45,228,000円）に変更
平成16年3月31日	年度内の基本財産5,490,100円増額し、1,983,613,237円 （流域下水道関連45,228,000円）に変更
平成17年3月31日	年度内の基本財産21,282,982円増額し、2,004,896,219円 （流域下水道関連45,374,000円）に変更
平成18年3月31日	年度内の基本財産24,997,300円増額し、2,029,893,519円 （流域下水道関連45,374,000円）に変更
平成19年3月31日	年度内の基本財産243,443,300円増額し、2,273,336,819円 （流域下水道関連45,374,000円）に変更
平成20年3月31日	新川東部流域下水道供用開始 年度内の基本財産2,033,046,744円減額し、240,290,075円 （流域下水道関連45,374,000円）に変更
平成20年4月16日	基本財産1,000,000円増額し、241,290,075円に変更 （流域下水道関連46,374,000円）
平成21年3月31日	年度内の基本財産22,356,075円減額し、218,934,000円 （流域下水道関連46,374,000円）に変更
平成22年3月31日	日光川下流流域下水道供用開始
平成22年4月30日	基本財産1,500,000円増額し、220,434,000円 （流域下水道関連47,874,000円）に変更

工 組織機構図（平成 23 年 4 月 1 日現在）



区	分	部長	課長級	所長	補佐級	主査級	主任	主事・技師	嘱託等	計
現	総務部	1	2		1	6	1		3	14
	総務課	1	2		1	6	1		3	14
	下水道部	1	1	7	8	30	13	12	6	78
	管理課	1	1		4	7	4			17
	豊川事業所			1		3		2	1	7
	五条川左岸・新川東部事業所			1		3		2	1	8
	境川事業所			1		3		2	1	7
	衣浦西部事業所			1		2		2	1	6
	矢作川・衣浦東部事業所			1	1	6	2	3	1	14
	日光川上流・五条川右岸事業所			1	2	4	2	2		11
	下水道科学館				1				1	2
	日光川下流事業所			1		2	1	1	1	6
	環境部	1	1	1	10	1	1			15
	管理課	1	1		6	1	1			10
	岡崎事業所			1	4					5
	水道緑地部	1	1	3	12	7	7	8	8	47
	管理課	1	1		1	1			1	5
尾張事業所			1	3	3	3	2	3	15	
三河事業所			1	3		1	1	2	8	
海部事業所			1	5	3	3	5	2	19	
合計		4	5	11	31	44	22	20	17	154
内	公社固有職員	3	2	7	30	41	21	20	17	141
	愛知県派遣職員	1	3	4	1	3	1			13